

I 統一的な基準による財務書類の公表について

地方公共団体における財務書類の整備については、これまでも総務省（旧自治省）が示した作成手法により、各自治体においてバランスシート（貸借対照表）の作成がなされてきましたが、平成 18 年 5 月に「新地方公会計制度研究会報告書」において、新たな基準モデル及び総務省方式改訂モデルによる財務書類 4 表の作成手順が提示されました。

これを受け、平成 18 年 8 月に「地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針」（総務事務次官通知）により、発生主義の活用及び複式簿記の考え方の導入を図り、「貸借対照表」，「行政コスト計算書」，「資金収支計算書」，「純資産変動計算書」の 4 表を標準形とし、地方公共団体単体及び関連団体等も含めた連結ベースでの公会計の整備又は開示に取り組むことが要請されました。

南九州市においては、「新地方公会計制度研究会報告書」で示された総務省方式改訂モデルを用いた財務書類を平成 20 年度決算から平成 27 年度決算までは作成し、公表してきたところです。

現在では、多くの地方公共団体が財務書類の作成・公表に取り組んでいますが、基準モデルほか総務省方式改訂モデルなど複数の作成方式があり、比較可能性の確保に課題があるほか、多くの地方公共団体において既存の決算統計データを活用した簡便な作成方式である、総務省方式改訂モデルが採用され、本格的な複式簿記の導入が進んでいない中、公共施設等のマネジメントにも資する固定資産台帳の整備が十分でないといった課題もありました。

このため総務省において、平成 22 年 9 月から「今後の新地方公会計の推進に関する研究会」が開催されて議論が進められ、平成 26 年 4 月に、固定資産台帳の整備と複式簿記の導入を前提とした財務書類の作成に関する統一的な基準が同研究会報告書において示されました。

また、平成 27 年 1 月には当該基準のより詳細な内容を記載した「統一的な基準による地方公会計マニュアル」が公表され、当該基準による財務書類を原則として平成 27 年度から平成 29 年度までの 3 年間で全ての地方公共団体において作成し、予算編成等に積極的に活用するよう総務省から地方公共団体に要請がされたところです。

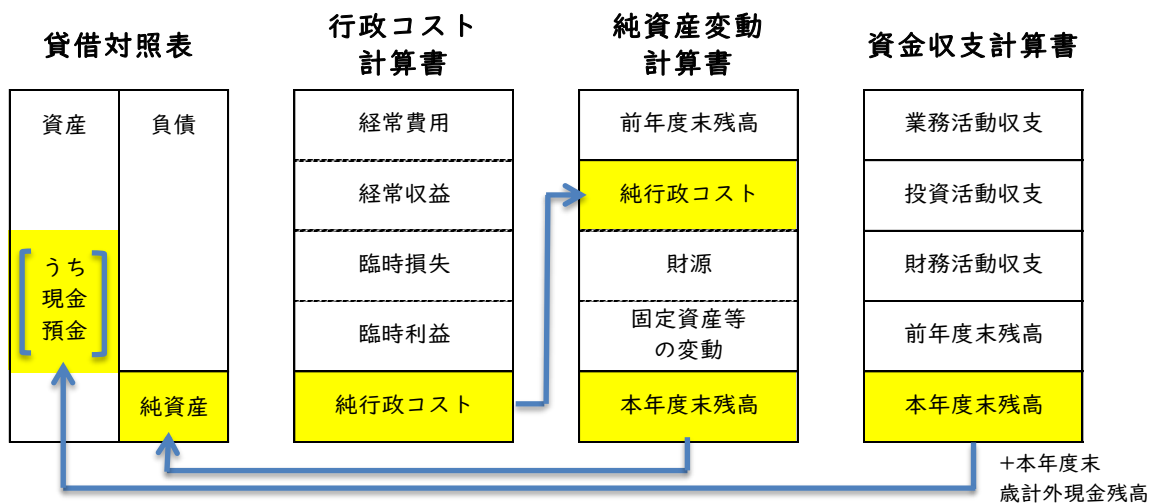
南九州市においては、平成 27 年度から平成 28 年度にかけて固定資産台帳の整備等を行い、平成 28 年度決算より、統一的な基準による財務書類を作成し、公表しています。なお、「貸借対照表」，「行政コスト計算書」，「資金収支計算書」，「純資産変動計算書」の 4 表に加えて、これらの財務書類に関連する事項についての附属明細書及び作成にあたって説明する必要がある情報を示した注記についても公表しています。

2 財務書類4表について

財務書類には、「貸借対照表」、「行政コスト計算書」、「純資産変動計算書」、「資金収支計算書」の4表があり、図1のような相互関係となっています。

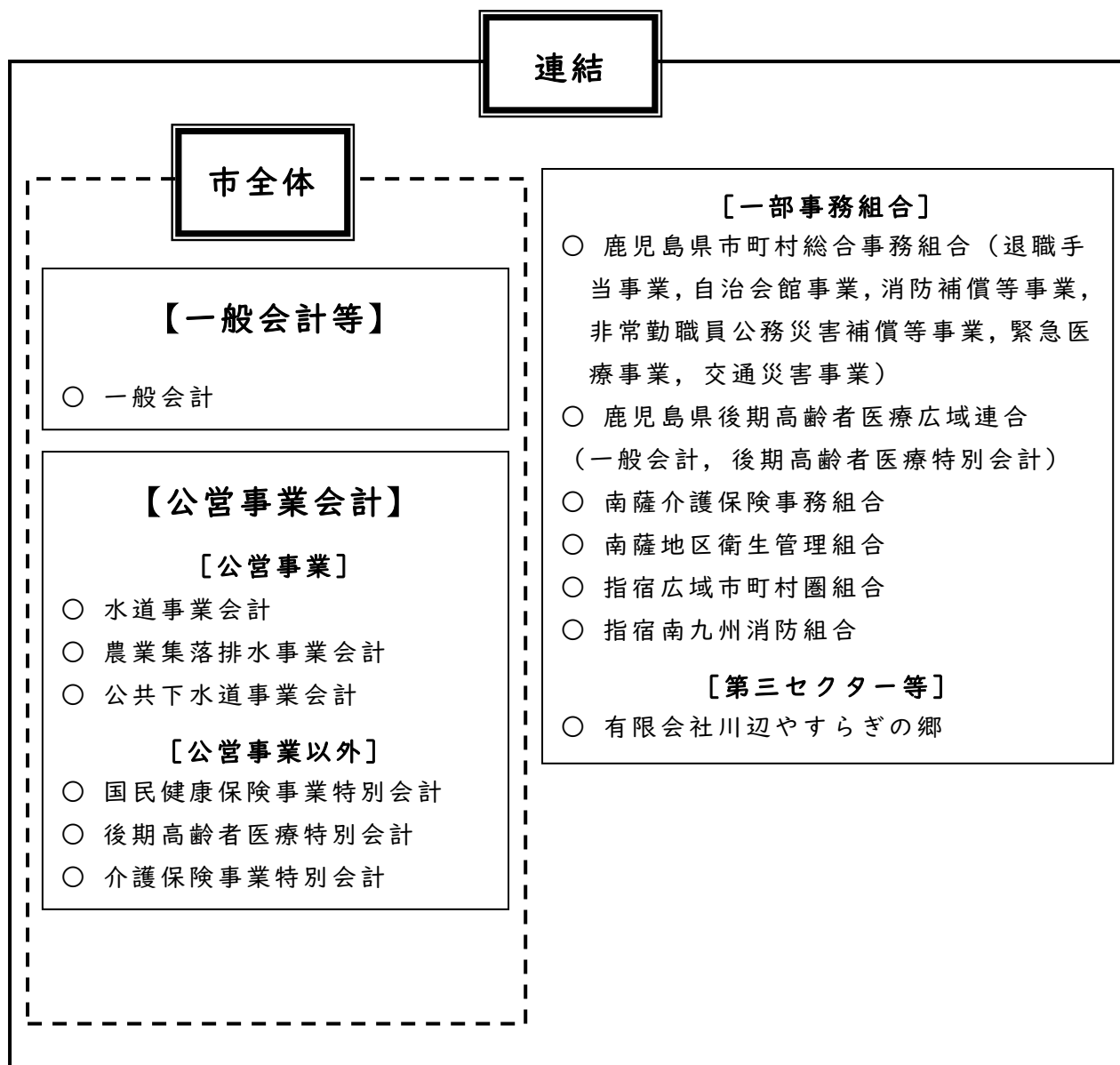
貸借対照表 (BS)	行政コスト計算書 (PL)	純資産変動計算書 (NW)	資金収支計算書 (CF)
基準日時点における財政状態（資産・負債・純資産の残高及び内訳）を表示したものの	一会計期間中の費用・収益の取引高を表示したもの →現金収支を伴わない減価償却費等も費用として計上	一会計期間中の純資産（及びその内部構成）の変動を表示したもの	一会計期間中の現金の受払いを3つの区分（業務活動・投資活動・財務活動）で表示したもの

【図1】財務書類4表構成の相互関係



- ※1 貸借対照表の資産のうち「現金預金」の金額は、資金収支計算書の本年度末残高に本年度末歳計外現金残高を足したものと対応します。
- ※2 貸借対照表の「純資産」の金額は、純資産変動計算書の本年度末残高と対応します。
- ※3 行政コスト計算書の「純行政コスト」の金額は、純資産変動計算書に記載されます。

3 対象とする会計の範囲



4 作成基準日

令和4年3月31日

ただし，令和3年4月1日から令和4年5月31日までの出納整理期間の収支については，基準日までに終了したものとして取り入れています。